

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101006	28年11月1日	28年12月19日	29年1月31日	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	<p>【具体的内容】                      入国時に自動化ゲートを利用する非居住者に対して、自動化ゲート付近でのポスター掲示、リーフレット配付等、「免税制度を利用する場合はパスポートに入国スタンプが必須である」ことを周知徹底する。</p> <p>【提案理由】                      非居住者が自動化ゲートで入国する場合、パスポートに入国スタンプを押しきれない。一方で、免税手続きにおける非居住者の確認は、パスポートに押印される入国スタンプの内容に基づいて判断することと規定されている。このため、免税制度の利用を予定しているのであれば、別途自ら入国スタンプの押印を申し出なければならない。</p> <p>利用者へのこの周知が十分でないために、免税店においてクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p> <p>上記のような対応が実施されれば、免税制度の利用を予定している自動化ゲート利用者は、事前に入国スタンプが必要な旨を認知しやすくなり、お店でのクレームやトラブルの抑止はもとより、消費額の拡大にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 財務省 国土交通省	<p>外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)とは、輸出物品販売場(いわゆる免税店)を運営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出物品販売場において、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。</p> <p>免税店において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する「非居住者」に限られており、免税店では、購入者から提示された旅券に押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることを確認します。</p> <p>自動化ゲートの利用者は、旅券に出入国の証印が押されないため、これにより免税店において非居住者であることが確認できない場合は、購入者は免税で購入することができないこととなります。</p> <p>このため、国税庁ホームページに「輸出物品販売場制度に関するQ&amp;A(平成26年8月)」を掲載し、自動化ゲートを利用する場合であっても、証印が必要な旨を自動化ゲート通過時に申し出ることにより、証印を受けることができる旨の注意喚起を行っています。</p> <p>証印が必要な旨を法務省入国管理局において、従来から、自動化ゲート利用者で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時に職員に申し出るよう法務省ホームページにおいて周知しています。</p>	消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項 外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号	対応	<p>免税で購入するためには、免税店において購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図っているところです。</p> <p>①法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ                      ②日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト</p> <p>ご提案を踏まえて、自動化ゲート付近での掲示、リーフレット配付等についても対応し、更なる周知を行ってまいります。</p>	
281101044	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の電子申告化	<p>【具体的内容】                      類似記載内容が多く、移出者、移入者間で郵送でのやり取りが発生し、マイナンバーを記入等の後、税務署へ持参し申告している「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」および「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」に加えて、これらの書類に添付する①移出通知書(控)、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書等を電子化することにより、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】                      毎月の揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書(以下揮発油税納税申告等と呼ぶ)を行うためには、①移出通知書(控)、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書の4枚つづりの添付書類が必要である。</p> <p>これらの書類作成手続き、書類の流れは下記(1)～(6)の通りである。</p> <p>(1) 移出量を記載した上記①～④の4枚つづりの書類を移出者が発行する。                      (2) ①は移出者が保存し、②～④の書類を移入者に郵送する。                      (3) ②は移入者が移入量等を記載し、移入者が保存する。                      (4) ③は移入者が移入量、マイナンバー等を記入・押印後、税務署長に提出する。                      (5) ④は移入者が移入量等を記入・押印後、移入者に郵送して返却する。                      (6) ④は移出者が揮発油税納税申告書および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の添付書類としている。</p> <p>揮発油税納税申告等のためには、移出者が上記①～④の書類に記載した数字を揮発油税納税申請書類等に転記し、マイナンバーを記入・押印等で書類作成後、④の書類と共に税務署へ持参する必要がある(同時に申告書の控えも受け取っている)。このため、移出者が同じ数字を複数の書類に転記(転記)する必要があるほか、移出者と移入者の間で郵送で書類のやり取りが必要となる。加えて、税務署に提出するため、移出者は類似内容の書類を整えるとともに、書類を郵送する必要がある。以上の通り、手続きが煩雑なため、準備、確認、郵送作業等により事業者の大きな負担となっている。</p> <p>そこで、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、揮発油の移出入および特定石油化学製品移出入に関係する多数の企業での、これら書類への同じ数字の転記やそれに伴う確認作業が不要となり、大幅な事務作業負担軽減となる。また、行政においても確認作業が大幅に減少するため、マイナンバー制度の導入も併せて、徴税漏れ防止や、行政コストの削減等、メリットが大きいと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>【揮発油税及び地方揮発油税申告書の提出】                      揮発油の製造者は、その製造場から移出した揮発油につき、揮発油税を納める義務があり、その製造場ごとに毎月、「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」及び「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」(以下併せて「申告書」という。)、を翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>【特定石油化学製品の移出入に関する手続】                      特定石油化学製品を指定用途に供する場所等に移出する者は「特定石油化学製品移出通知書」(以下「移出通知書」という。)、 「特定石油化学製品移入証明書」(以下「移入証明書」という。 )及び「特定石油化学製品移入届出書」(以下「移入届出書」という。 )を作成し、移入者へ送付することとなります。</p> <p>送付を受けた移入者は、各書類に移入事項を記載の上、移入証明書については移入者に交付(返付)し、移入届出書については、移入場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>移入事項を記載した移入証明書の送付(返付)を受けた移出者は、「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」(以下「移出数量等報告書」という。)に移入証明書を添付し、移出場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないとされています。</p> <p>【電子申告(e-tax)への対応状況】                      申告書については、現状、電子申告(e-tax)に対応していないことから、所轄税務署へ書面により提出する必要があります。</p> <p>移入届出書、報告書及び移入証明書については、電子申告(e-tax)に既に対応しています。</p>	-揮発油税法第10条、第14条 -地方揮発油税法第7条 -租税特別措置法第89条の2第6項	事実認識	<p>ご指摘の移出数量等報告書(添付書類である移入証明書を含む。)及び移入届出書については、現状でも電子申告(e-tax)による提出に対応しております。しかしながら、現状の利用実績は低調であることから、まずは、こうした手続の電子申告(e-tax)が可能であることについて周知を図ってまいります。</p> <p>なお、申告書の電子申告(e-tax)についても、その手続を行う事業者の数や頻度なども踏まえつつ、システム開発や保守のコスト等を考慮する必要があります。</p> <p>(参考1) 国税庁HP電子申告利用可能手続一覧について  <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm">「http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm」</a></p> <p>(参考2) 申告書の提出は、基本的には、石油化学工場等の製造場等が対象                      提出数量が多い</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101045	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	法定調書に係るデータの提出における選択枚の拡大	<p>【具体的内容】 法定調書に係るデータの所轄税務署への提出方法を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】 生命保険関係の支払調書を税務署に提出する場合、現在は書面や光ディスク(CD・DVDなどの持込・郵送等)で対応する必要が生じ、データ提出に係る効率性が損なわれている。そこで、現在の持込や郵送の方法に加えて、事業者が法定調書に係るデータの送受信を直接かつ効率的に行う方法について検討すべきである。 要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。また、『日本再興戦略2016』にて、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものと考ええる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	<p>所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に定める行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条</p> <p>・法定調書を税務署に提出する場合、書面や光ディスク(CD・DVDなど)の持込・郵送のほか、e-Taxにより提出する方法が認められております。</p>	事実誤認	<p>・生命保険関係の支払調書を含め、全ての法定調書について、書面や光ディスク(CD・DVDなど)の持込・郵送のほか、e-Taxにより提出することができます。</p> <p>・e-Taxを利用していただくことで、安全かつ効率的なデータ提出が可能であり、生命保険会社を含む一部の金融機関においても、e-Taxを利用して法定調書を提出していただいております。</p> <p>・是非、e-Taxのご利用をご検討ください。</p>	△	
281101050	28年11月1日	28年12月6日	28年12月28日	総合評価落札方式における技術点評価重視のための要件見直し	<p>【具体的内容】 現在の総合評価落札方式においては、価格点と技術点の評価が同一(価格点:技術点=1:1)が基本であり、効率や利便性の飛躍的向上に結び付く最新システムの導入(価格点:技術点=1:3)のためには、一定の要件(※)を満たす必要がある。この点について、全ての要件を満たさなければならぬ現行規則を改めるべきである。</p> <p>【提案理由】 政府調達において、各省職員等における業務効率化や国民の利便性向上を推進するうえで、新しい技術をはじめとしたICT技術の導入が効果的である。しかしながら、現在の総合評価落札方式においては、価格点:技術点=1:1の評価が基本であり、価格点:技術点=1:3が適用されるのは以下要件の全てに該当し、かつ各省庁の長が認めるものに限られている。                      (※)【要件】                      ①システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの                      ②技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの                      ③制度・業務の見直し等に伴う顕著な機能改修を伴うもの                      ④大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの                      ⑤連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p> <p>現在の総合評価方式において、技術点は基礎点(仕様を満たせば満点)と加点到分割されるため、提案で加えられる技術点よりも価格点が全体評価に対するウェイトが大きくなる。そのため、調達に与える価格割合が大きく、新しい技術を導入することによって得られる効果の最大化の障壁になっていると考えられる。                      そこで、業務効率の向上を目指すシステムの構築を可能とするため、技術点を重視する必要がある。そのためには、上記要件を全て満たさなければならぬ現行規則を改定し、例えばひとつ、または複数の項目に相当し、かつ各省庁の長が認められるものとするべきである。                      要望の実現により、技術点の全体評価に対するウェイトが高まり、新しい技術をはじめとした効果的な技術提案の促進につながると考えられる。例えば、SDN、クラウド、サイバーセキュリティ対策、ビッグデータ等の活用により業務効率化及び国民の利便性が向上すると想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省	<p>総合評価落札方式は、会計法(昭和22年3月31日法律第35号)第29条の6第2項に基づき行われる落札方式です。情報システム等に係る調達案件については、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第91条第2項による財務大臣との協議により、除算方式による総合評価及び加算方式による総合評価が出来ることになっております。後者の加算方式については、価格点と技術点の得点配分を等しくする評価方法(価格点:技術点=1:1)が導入されています。また、これに加えて、事業者の技術力の評価を重視するものとして、入札価格に対する得点配分の割合を全体の四分の一以上とする評価方法(価格点:技術点=1:3(技術点の得点配分を最大にした場合))も導入されており、この評価方法については、下記の要件全てに該当する調達案件に適用することとなっております。</p> <p>1 システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの                      2 技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの                      3 制度・業務の見直し等に伴う顕著な機能改修を伴うもの                      4 大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの                      5 連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p>	情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン	現行制度下で対応可能	<p>入札価格に対する得点配分の割合を全体の四分の一以上とする評価方法(価格点:技術点=1:3(技術点の得点配分を最大にした場合))の適用にあたり、5つの要件全てを満たすこととしている理由といたしましては、事業者の能力不足による調達成果物の品質低下やプロジェクトの遅延等を防ぐため、特に難度の高い調達案件について、事業者に対して高次の機能設計能力やシステム構築設計能力、プロジェクト管理能力等を求めているということであり、ご提案にあります「最新システムの導入」や「新しい技術をはじめとした効果的な技術提案」を主として求めている趣旨のものではありません。調達においてこのような内容を求める場合には、発注者側である各府省等が技術動向等を適切に調査・把握した上で、求める要件を調達仕様書において網羅的かつ具体的に明示し、提案内容の評価を適切に行うことが最も重要であるものと考えております。</p> <p>また、総合評価落札方式においては、「価格点と技術点の評価が同一(価格点:技術点=1:1)が基本」となっているというわけではなく、除算方式や加算方式、また、加算方式における価格点:技術点の得点配分も含め、その評価方法を選択することが可能となっております。さらには、調達案件の内容によっては、総合評価落札方式でなく企画競争を採用することも可能となっており、調達において求める要件等に応じて、適切な調達方式を選択出来るようになっております。加えて、これら各種の評価方法や調達方式における基礎点や加点の配分等についても、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等の工夫は可能となっております。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281102026	28年11月2日	28年11月16日	28年11月30日	輸出物品販売許可手続きの簡素化・時間短縮	tax-free販売を行う際に、事業者が販売場毎に輸出物品販売許可の申請を行うが、審査基準・審査期間の地域差が大きい実情がある。同じチェーンのコンビニエンスストアでありながら、1週間から月に許可が下りないケースもあれば、最大2か月かかったケースもあり、事業者に何らかの不具合があったケースであれば理解できるが、そういった理由もなく期間の違いが発生しているケースも散見される。 必要書類・資料以外の書類などの提出を求められるケースもあり、中には消耗品の実物の提出を求められるケースも一部地域にて発生した。各税務署間で情報共有を徹底いただき、審査期間の短縮・偏差解消をお願いしたい。また、提出書類に販売商品リストがあるが、実態として園に持ち帰り可能な商品は多岐に渡っており、商品リストの提出の必要性が感じられないため、こうした提出書類の見直しも行っていただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省	輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場(免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。 なお、輸出物品販売場を開設しようとする事業者(消費税の課税事業者に限ります。)は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。その際、一般型輸出販売場の許可申請書に添付する書類及び許可要件は、次のとおり定められています。 (添付書類) ・許可を受けようとする販売場の見取図その他参考となるべき書類(許可要件) ・国税の滞納がないこと ・申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること ・販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること ・販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物の施設を有するものであること  販売場の取扱商品が分かる資料の提出を依頼する場合がありますが、これは審査手続きの参考資料として依頼しているものになります。	消費税法第8条第1項、第6項 消費税法施行規則第10条	対応	①各税務署間で情報共有と審査期間の短縮については、これまで、担当部署で許可申請に係る審査の事務処理要領やチェック表を共有して、処理の効率化に努めているほか、許可事業者の名簿等の共有も進んでいるところですが、申請手続きが急増していることから、各種会議等においても適正な処理を指示してきております。 ご提案を踏まえ、改めて適正かつ効率的な審査を行うよう、担当部署に周知してまいります。 (参考) 輸出物品販売場における免税販売の許可申請手続は、各輸出物品販売場(店舗)において行うこととされています。また、同じチェーンの小売店であっても、いわゆる直営店ではなく、独立した事業者である加盟店(フランチャイジー)のケースが大半となっているため、許可申請の審査事務においては、各事業者(店舗)ごとの検討・確認も必要となります。  ②商品リストについては、事務処理を円滑に行うための参考資料として提出をお願いしておりますが、すべての取扱商品のリストの提出をお願いしているものではありません。公表している輸出物品販売場制度に関するQAにおいても「主な取扱商品の一覧表など」としているところですので、ご提案を踏まえ、上記①の周知とあわせて、このことの周知も行ってまいります。	
281107001	28年11月7日	28年12月19日	29年2月28日	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一・照会手続の電子化	【具体的内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一化・照会手続の電子化を図るべきである。  【提案理由】 行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(年間約100万件的税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する)。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行ったうえで行政機関に対する回答を行っており、大きな負担である。 そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・手続の電子化を要望する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一化については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組みとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。(本年9月時点で、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式への移行率が11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。)要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。 加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一層迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べべき者に対する支援の早期化が可能となる。 『日本再興戦略2016』においても、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考えます。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語・書式など)については法令上の規定がないため、各自自治体に委ねられています。  【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な事務調査等を実施するとともに、滞納になった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組みしているところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。  【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報(氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等)について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めるとか、銀行等の関係人に対して報告を求めるとができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が漏れなくとも保護の決定を行うことができます。 また、平成27年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。	【総務省】 照会文書様式の統一化 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。 ①照会文書の依頼事項に関する用語 ②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。  (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。  【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等について継続的に協議を行っています。 平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応策を既に示しており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。  【厚生労働省】 生活保護法第29条	△		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281107009	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	給与支払明細書の電磁的交付条件の緩和について	<p>【具体的内容】 給与等の支払明細書等は、支払を受ける者に紙で交付することが原則とされており、電磁的方法による提供を行うためには、支払を受ける者本人の承諾が必要とされている。これについて、支払を受ける者本人の承諾要件を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 所得税法第231条(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)第1項において「…その給与等、退職手当等又は公的年金等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。」とある。 また、同第2項において「…当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て…電磁的方法により提供することができる。」とある。 これにより、紙の支払明細書を交付することが原則とされている。</p> <p>(b)要望理由 企業においては、社内システムやメールなど電磁的方法による通知できる環境が整っており、支払を受ける者(従業員等)においても、当該通知を確認・印刷できる状況にある。このため、承諾取り付けにかかる負荷がなくなれば、電磁的方法による提供を広く導入することが可能となる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 給与等の支払明細書等の印刷・配布コストの削減および交付にかかる日数の短縮、ならびに誤配布による個人情報漏洩リスクの低減。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、所得税法第231条第2項の規定により同項に規定する給与等の支払明細書に記載すべき事項を提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その給与等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。	所得税法第231条(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)	対応不可	民一民間の書面の電磁的方法による交付については、交付を行う人が受け手に対し、インターネットを通じた電子メール等の方法により行うことを想定しています。その場合、受け手がコンピュータやインターネットを利用していないことや、電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等より、交付行為を適正に履行したとはいえない状況が生じることが考えられます。そのため、交付を行う人は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要があると考えられます。こうした考え方に基づき、民一民間の書面の交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行えることとしているところです。	
281107010	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	国税関係書類のスキヤナ保存要件(一般書類の要件)緩和	<p>【具体的内容】 国税関係書類のうち、重要書類以外の「一般書類」のスキヤナ保存に関して、電子帳簿保存法で規定される以下の要件を緩和し、国税関係書類のスキヤナ保存制度の普及を推進すべきである。                      &lt;一般書類のスキヤナ保存要件&gt;                      ①タイムスタンプ:「必要」→「不要」                      ②画像:「カラーもしくはグレースケール」→「白黒2値画像を認める」                      ③申請:「必要」→「不要」                      *適正事務処理要件を満たすことを前提とする。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 国税関係書類のスキヤナ保存制度について、平成27年度の税制改正で、スキヤナ保存対象を「3万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成28年度の税制改正で、スマートフォン等による領収書の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。 電子帳簿保存法施行規則第3条では、重要書類以外の「一般書類」(契約申込書等)のスキヤナ保存には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類、カラーかグレースケールスキヤン、タイムスタンプ付与、申請等が要件とされている。なお、平成27年度の税制改正では、電子署名要件の廃止に代えてタイムスタンプ要件が追加された。</p> <p>(b)要望理由 「一般書類」は、資金や物の流れに直結・連動せず、企業の実務実態としても「控え」の書類が大部分を占めており重要度が低い。このため、「一般書類」のスキヤナ保存については、タイムスタンプ付与ではなく、適正事務処理要件による保存を認めるべきである。 また、平成27年度の税制改正で、「一般書類」について、カラーに加えグレースケールでのスキヤナ保存も認められたが、一般的なグレースケール画像(JPEGによる圧縮)はカラー画像と比較して保存容量がほとんど変わらないため、保存・通信コストの観点からは効果が限定的である。この点、FAXで使用される白黒2値画像はカラー画像の10分の1程度の保存容量であるため、保存・通信コストの効率化が期待できる。 さらに、「電子取引」については、法第10条において「保存」は義務とされているが、「申請」は不要である。これと同様に、「一般書類」のスキヤナ保存についても「申請」を不要とすることで、制度の普及を図るべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 今般、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。このため、適正事務処理要件の整備を前提として「申請」を不要とすることで、制度の普及につながると考えられる。また、この3要件を緩和することで、「一般書類」のスキヤナ保存要件が米国における電子化の要件と同じレベルになり、外国企業の誘致や企業のグローバル展開にも有効と考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	税務署長の承認を受けた場合は、領収書等について、一定の要件に従い、スキヤナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、その保存に代えることができることとされています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律等	その他	国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。	△



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281107011	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	国税関係書類のスキヤン保存要件(受領者本人がスキヤンする場合の要件)緩和	<p>【具体的内容】平成28年度の制度改正により導入される受領者(営業担当者)本人が国税関係書類(領収書等)をスキヤンする場合の入力方式「特に速やかに(3日以内)」について、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式「速やかに入力(1週間以内)」または「業務サイクル後速やかに入力(1ヵ月と1週間以内)」の選択を可能とするよう要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】                      (a)規制の現状                      国税関係書類のスキヤン保存制度について、平成27年度の制度改正で、スキヤン保存対象を「3万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成28年度の制度改正で、スマートフォン等による領収書等の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。                      平成28年度の制度改正では、受領者本人が国税関係書類をスキヤンする場合、これまで受領者以外の者が読み取りを行ってきたことによるけん制効果が出られること、および、タイムスタンプを付すまでの期間を長く設定すれば改ざんも容易となってしまうことから、施行規則第3条第5項第2号において、「特に速やかに、…タイムスタンプを付すこと」と規定された。「特に速やかに」の定義については、同取扱通達4-23において、「…国税関係書類の作成又は受領後3日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う」とされた。</p> <p>(b)要望理由                      受領者が国税関係書類をスキヤンする場合であっても、スキヤン画質の運用管理や出張先のインターネット環境等の事情により、受領者が隔社してから社内のスキヤン(複合機等)でスキヤンして上司に申請するケースがある。また、出張期間が4日以上となる場合、受領後3日以内にタイムスタンプ付与する事が困難なケースも想定される。                      他方、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、近年、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。そのうえで、旅費精算業務においては、当該業務の決裁者である上司が事前に出張命令を出し、これに基づき受領者から申請された内容(領収書画像等)を検証できることから、けん制および改ざん防止が可能と考えられる。このため、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式の選択を可能としていただきたい。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果                      旅費精算業務においては一般的に旅費精算システムに入力された電子データ(行き先、金額、交通手段等)と、交通機関等の紙の領収書(台紙に貼付し、上司の確認後、事務部門に輸送したものとを突き合わせ確認して処理するため、紙の書類の輸送コストが発生している(4,000人規模の事業者で年間約400万円)。要件の緩和により制度が広く普及することで、当該輸送コスト等の削減が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律等	その他	国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。	△
281125007	28年11月25日	28年12月6日	29年2月15日	高齢化社会における生活支援サービスの実現に向けて	<p>【具体的内容】今後増大が予想される高齢者の生活支援はもちろん、生活利便性の充実に向けた、包括的な生活支援サービス提供を出来るようにすべきである。</p> <p>【提案理由】                      弊グループが有償で提供している「家事代行サービス」では、(1)酒税法により酒類を購入代行することができない。                      酒類は、販売主体でなくても、媒介についても免許が必要となる為、利用者に不便を強いている現状がある。                      (2)産業廃棄物の認可がなければリサイクル目的の品を運送することができない。                      リサイクル品は「産業物ではない」と直ちに判断されるわけではない為、一般廃棄物(又は産業廃棄物)の収集運搬事業者としての許可を持たない事業者では、その運送を引受けることは原則できないのが現状である。                      (3)クリーニング業法により届出なしでは、洗濯物の運送を委託できない。結果、クリーニング業を営む者(営業者)以外は、洗濯物の受取及び引渡すことができず、利用者に不便を強いている現状がある。</p> <p>頭書の通り、各種規制の緩和等を講ずることにより、高齢者等に対し総合的なサービスを提供することが可能となる。                      結果、高齢化社会における福祉の一層の増進に資することができる。</p>	ヤマトホールディングス株式会社	財務省 厚生労働省 環境省	<p>(1) 酒税は、納税義務者である酒類の製造者又は酒類を保税地域から引き取る者から、その酒類の価格に織り込まれて賦課され、最終的に消費者に負担を求めることが予定されています。                      そのため、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の製造のみならず、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業においても、不適当と認められる事業者を排除し、また、事業者の濫立を防止して酒税の円滑な転嫁を確保するため、酒税法では免許制度が採用されています。                      酒類の販売の媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介し、例えば、取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をすることを業とするものをいいます。                      (2) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するかどうかは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。                      上記の判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。                      廃棄物に該当するもののうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定する物については産業廃棄物として、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、産業廃棄物に関しては都道府県等が、一般廃棄物に関しては市町村が、それぞれ行うこととなっています。                      産業廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該都道府県知事等の、一般廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該市町村長の、それぞれ許可を受けなければならないこととされています。                      (3) クリーニング業法第2条において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡のための営業者の施設と規定され、同法第3条において、営業者はクリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機具及び機具を清潔に保つこととされています。                      また、同法第5条において、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされています。</p>	<p>(1) 酒税法第9条、第10条                      法令等解釈通達2編9①④</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項、第2項及び第4項並びに第7条第1項、第14条第1項</p> <p>(3) クリーニング業法第2条、第3条及び第5条</p>	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2) 現行制度下で対応可能</p> <p>(3) 対応不可</p>	<p>(1) 酒税法では、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業をしようとする者は、酒類販売業免許を受ける必要があります。                      「家事代行サービス」の事業形態が、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業のいずれかの形態に該当する場合には、免許を受ける必要があります。</p> <p>(2) 御指摘の「リサイクル品」について、当該物が廃棄物に該当しない場合には、廃棄物処理法の適用対象とはならず、廃棄物の運搬の許可を受けていなくても運搬が可能ですが、当該物が、廃棄物に該当するかどうかについて疑義のある場合は、個別の事案ごとに所管の自治体の関係部局に御相談下さい。                      なお、当該物が廃棄物に該当する場合、廃棄物の運搬については、生活環境保全上の支障が発生しないように行う必要があり、一般廃棄物であれば市町村長の、産業廃棄物であれば都道府県知事又は政庁市長の許可を受ける必要があります。廃棄物の区分に応じた必要な許可を受けて運搬を行うが、排出者から許可を受けている処理業者等に運搬を委託して下さい。</p> <p>(3) クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としており、事業者には様々な衛生措置等を義務付けています。                      クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗は「無届舗取扱店」とされており、同法で定める届出をしなくてはならないこととされています。なお、洗たく物の受取及び引渡のみを行う場合は、洗たくを行うクリーニング所と比べて簡易な規制となっています。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129026	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	国とのリース契約について	<p>【具体的内容】</p> <p>①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第107条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は在庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>③在庫債務負担行為の設定期間は、原則5年度以内とされているが、これを超える期間の設定を認めること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①②現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、在庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。</p> <p>在庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理的である。</p> <p>「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p> <p>③実使用可能期間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる平準化が図られる。</p>	(公社)リース事業協会	財務省	<p>国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、在庫債務負担行為により行うこととされています。</p> <p>長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信設備の提供を受ける契約を締結することができることとされています。</p>	<p>財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及びひき合 計令第102条の2</p>	現行制度下で対応可能	<p>【ご提案①②について】</p> <p>複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、在庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第95条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」(財政処理権限の国会議決原則)とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」とされていることを踏まえたものです。</p> <p>他方、会計法に基づく「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じた事後的に決定される等の理由により在庫債務負担行為の予算計上に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(在庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経ることなく)複数年度契約を締結できているものです。</p> <p>OA機器や車両のリースのような契約を「長期継続契約」の対象に加えるべきのご提案については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各省各庁が、それぞれの契約内容を踏まえて複数年度にわたって締結することが適当と判断する契約については、在庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経た上で、複数年度契約を締結するという財政処理の基本原則と整合的でないこと</li> <li>・毎年度入札を行うことが適当な契約についてまで複数年度契約が締結され、かえって、国の経済的利益が損なわれたり、あるいは、競争が働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれもあることから適当ではないと考えております。</li> </ul> <p>よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、在庫債務負担行為を活用していくことが適当であると考えます。</p> <p>【ご提案③について】</p> <p>在庫債務負担行為の設定期間は、あまりに長い年限を認めしうと今後の財政状況に適合せず、財政の硬直化を招くおそれがあります。そのため財政法は在庫債務負担行為により支出すべき年限を、原則「五箇年度以内」としております。ただし、財政法は第15条第3項但し書きで「国会の議決によりさらにその年限を延長」することを認めているため、所定の手続きを踏めば、五箇年度を超える在庫債務負担行為をなすことが可能です。</p>	
281129082	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>・株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、①本邦中堅・中小企業の海外事業、②本邦民間銀行向け貸付(M&amp;A、③海外インフラ事業)に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、その他の本邦の大企業の海外事業については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>・株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」、「出資外国人等(本邦大企業の海外現地法人等)をいう。以下本要望において同じ。))」を加えて頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・昨今金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)コストは高止まりしており、低利外貨調達可能なJBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。</p> <p>・一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第12条第6項第2号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない(邦銀から大企業へのTSLも、邦銀から出資外国人等へのTSLも不可)。</p> <p>・そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近隣環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。</p>	都銀懇話会	財務省	<p>株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行等向けツーステップ・ローンは、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかる出資外国人等の海外事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号イ)、②海外M&amp;A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ロ)及び③我が国の法人等、外国政府等又は出資外国人等の海外インフラ事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ハ)の場合について、行うことができるとされています。</p>	株式会社国際協力銀行法第十三条第三号、第十四条第六項第二号	その他	<p>現行法上も、海外M&amp;A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツーステップ・ローンにおいて、転貸先は中堅・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。</p>	
281129099	28年11月29日	29年1月16日	29年3月15日	外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>・社債、株式等の振替に関する法律(社振法)及び関連省令に基づき、海外金融機関等が海外投資家の対日投資に係る業を行う際に、金融庁、日本銀行、証券保管振替機構から取扱う内容に応じて承認を取得する必要がある。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>・海外投資家の対日投資促進の観点から、ウェブサイトにおける情報公開、提出書類の整理など、上記資格制度に係る手続きの負担軽減についてご検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・海外投資家の対日投資に係る制度を簡素化することにより環境を整備し、海外投資家の対日投資を促進させる。</p>	都銀懇話会	金融庁 財務省	<p>外国の金融機関等が、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく本邦の振替機関の振替制度に参加して、当該外国で有価証券の管理業務を行うためには、主務大臣から外国口座管理機関としての指定を受ける必要がある。当該指定を受けるための申請手続き等が「口座管理機関に関する命令」で定められています。主務大臣は、申請者である外国の金融機関等が、当該外国で有価証券の管理業務を行うための免許等を受けていることを確認した上で、外国口座管理機関の指定を行います。</p> <p>加えて、外国口座管理機関が各振替機関の振替制度に参加するためには、取り扱う有価証券に応じて(国債については日本銀行、その他の有価証券については証券保管振替機構)、別途、各振替機関から参加の承認を受ける必要があり、当該承認を受けるための申請手続き等が各振替機関の業務規程等で定められています。各振替機関は、申請者である外国口座管理機関が当該振替制度の円滑な運営に支障を来すおそれがないこと等を確認した上で、承認を行います。</p>	社債、株式等の振替に関する法律第44条第1項第13号、口座管理機関に関する命令第4条～第7条等	検討に着手	<p>外国口座管理機関の申請手続き等については、振替制度の適切な運営の確保や利用者保護に留意しつつ、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続きの負担軽減に係る検討を行います。</p>	△

